

鹿児島県屋久島沖における米軍C V22オスプレイ墜落事故に関する意見書

去る11月29日午後2時50分頃、米空軍横田基地所属のC V22オスプレイが鹿児島県屋久島沖の海上に墜落し、搭乗員8名全員が死亡するという誠に痛ましい事故が発生した。

同機は、東京都横田基地から山口県岩国基地を経由し嘉手納基地に向かっている途中で墜落したものであり、この墜落事故は一歩間違えば住民を巻き込む大惨事につながりかねない重大なものである。C V22オスプレイの嘉手納基地への飛来については、令和4年に13機、令和5年は11月1日までに22機が確認されており、同機種による事故の危険性は沖縄県にも及んでいるものである。今回の事故は日常的に米軍基地と隣り合わせの生活を余儀なくされている沖縄県民はもとより、日本国民に大きな不安と恐怖を与えるものであり、極めて遺憾である。

垂直離着陸機オスプレイに関しては、近年においても名護市安部海岸をはじめ、ノルウェー、米国カリフォルニア州、豪州洋上など各地において墜落事故等を繰り返している。また、機体の不具合に伴う沖縄県内及び県外の空港への緊急着陸も相次ぐなど、もはやオスプレイは安全な航空機とは言い難いものである。さらには、今回の事故の翌日にもかかわらず県内においてMV22オスプレイの飛行が複数回確認されるなど、米軍の管理運用体制に対する県民の不安と不信は増大する一方である。

本県議会は、これまででも米軍による事故等に関し、再三にわたり米軍及び関係機関に対して事故原因の究明や再発防止策を徹底するよう要請を行ってきたにもかかわらず、事故が後を絶たない現状は誠に遺憾であり、米軍の安全管理体制の不備を強く指摘するものである。

よって、本県議会は、県民の生命・財産を守る立場から、厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記

- 事故原因を徹底的に究明し、実効性のある安全対策及び再発防止策が講じられるまでの間、全てのオスプレイの飛行を中止すること。
- 事故原因及び再発防止策の内容について速やかに公表するとともに、在沖米軍の全航空機の総点検を行うこと。
- 日米地位協定を抜本的に改定し、日本の航空法を米軍にも適用すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月7日

沖縄県議会

内閣総理大臣
外務大臣
防衛大臣
内閣府特命担当大臣
(沖縄及び北方対策)

宛て